

高齢者等安全対策推進プラン

- 「安全・安心を実感できるまち」をめざして -

令和4年4月



塩釜地区消防事務組合

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	施策の体系	1
3	計画の期間	2
4	計画の見直し	2
第2章	主要施策の概要	2
1	訪問指導	2
2	住宅用防災機器等の普及及び維持管理	3
3	災害時要援護者緊急情報システムへの登録の推進	4
4	聴覚・言語機能障がい者等からの災害通報受信体制の充実	5
5	緊急通報システム利用の推進要望	5
6	社会福祉施設等の安全対策の推進	6
7	災害活動の充実	7

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年、高齢化社会の進展に伴い、一人暮らしの高齢者あるいは夫婦だけの高齢者世帯が増加している。

また、身体不自由な方についても、健常者とともに生活を営み行動することが日常的になってきている。

これらの高齢者、身体不自由者等いわゆる災害時要援護者は、火災等の災害発生時において、迅速・的確な避難行動をとることが困難であり、逃げ遅れ等により死傷する事例が多い。

このような中、－「安全・安心を実感できるまち」をめざして－を基本とした『塩釜地区消防事務組合長期総合計画』に基づき、災害時要援護者のより一層の安全を確保するため、『高齢者等安全対策推進プラン』を策定し、効果的な施策を計画的に推進するもの。

2 施策の体系

- (1) 訪問指導
- (2) 住宅用防災機器等の普及及び維持管理
- (3) 災害時要援護者緊急情報システムへの登録の推進
- (4) 聴覚・言語機能障がい者等からの災害通報受信体制の充実
- (5) 緊急通報システム利用の推進要望
- (6) 社会福祉施設等の安全対策の推進
- (7) 災害活動の充実

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から概ね10年間とする。

4 計画の見直し

今後、社会情勢の変化に伴い行政需要の変化が予想されることから、必要に応じて本計画の内容について検討を加え、状況により修正していくものとする。

第2章 主要施策の概要

1 訪問指導

(1) 目的

災害が発生した場合、みずから迅速な通報・消火・避難行動をとることが困難である災害時要援護者の安全対策を推進するため、出火防止と安全避難を重点とした訪問による防災指導を実施し防災意識の啓発と安全確保を図ることを目的とする。

(2) 対象者

訪問指導の対象者は次の範囲とする。

① 災害時要援護者緊急情報システムに登録されている者

- ア 一人暮らし高齢者世帯
- イ 高齢者世帯
- ウ 一般世帯の病弱な高齢者
- エ 重度心身障がい者のいる世帯
- オ 慢性的疾患で避難行動に支障のある者
- カ アからオに掲げる者に準ずる状態にあると認められる者

② 災害時要援護者緊急情報システムに登録されていない者

- ア 寝たきり高齢者
- イ 高齢者のみの世帯のうち火災等の災害に際し、自力避難が困難あるいは支障があると認められる者が同居している場合
- ウ 身体障がい者障害程度1級又は2級に該当する者のうち、視覚障がい又は

肢体不自由者

(3) 訪問実施対象者の把握

構成市町福祉担当及び民生委員等に協力を求め、訪問指導について対象者又はその親族などから承諾を得て把握するものとする。

(4) 訪問時の指導項目

- ① 住宅防火 いのちを守る 10のポイント
- ② 災害発生時の正しい通報要領
- ③ 外出前や就寝前の安全点検の励行
- ④ 地震時の心得
- ⑤ 災害時要援護者緊急情報システムへの登録の推進

(5) 訪問拒否者に対する防火指導

訪問を拒否する者に対しては、民生委員等に協力を求め、防火リーフレット等の配布を行うことにより防火意識の啓発と安全確保を図るものとする。

(6) 訪問指導ができない場合の措置

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会情勢を鑑み訪問指導が困難とされる場合は、リーフレット等の配布に替えることができる。

(7) 関係機関との連携

訪問指導実施後、必要に応じてその結果を構成市町に情報提供する等連携を密にし、訪問成果の向上を図る。

2 住宅用防災機器等の普及及び維持管理

(1) 目的

火災の発生防止、延焼拡大防止及び住宅火災における逃げ遅れを低減し、死傷者の発生を防止するため、住宅用防災機器等の普及及び維持管理の徹底を図ることを目的とする。

(2) 推進項目

① 住宅用火災警報器

火災をいち早く感知し、早期に警報を発する住宅用火災警報器（以後「住警器」という。）の設置促進とともに、住警器の定期的な点検を促し、故障の早期発見並びに故障した住警器及び設置から10年を超える住警器の交換の推進を図る。

② 住宅用消火器等

火災の初期消火に効果を発揮する住宅用消火器、自動消火装置の設置促進を図る。

③ 防災製品

防災寝具、衣類、カーテン等は、火源の接触による着火を抑制し、火災の発生防止、延焼拡大防止及び着衣着火等による死傷者の発生防止に極めて有効であるため、生活実態に応じ、これら防災製品の使用促進を図る。

④ 安全調理器具・安全暖房器具

火災を未然に防止する安全調理器具・安全暖房器具の設置促進を図る。

(3) 推進方法

訪問指導及びあらゆる機会を捉え、住宅用防災機器等の説明を行い、設置促進を図る。

3 災害時要援護者緊急情報システムへの登録の推進

(1) 目的

災害時要援護者緊急情報システムは、加速する核家族化社会及び高齢化社会において災害時要援護者に対し、災害等の緊急事態における迅速な救護活動を実施し、災害時要援護者の日常生活上の安全確保と精神的な不安を軽減し、社会公共の福祉の増進を図ることを目的として平成元年から実施しているものであるが、本システムへの登録についての呼びかけを行い、迅速な消防活動を展開することを目的とする。

(2) 推進方法

本システムは、災害時要援護者の希望により登録するものであるため、構成市町及び民生委員の協力が必要不可欠であることから、次により協力を要請し、登録の推進を図る。

① 構成市町への協力要請

構成市町に対し、本システムの概要説明を行い、登録の推進及び民生委員との連絡調整について協力を要請する。

② 民生委員への協力要請

民生委員会議の席上等において、本システムの概要説明を行い、登録の推進について協力を要請する。

③ 訪問指導時に、本システムの概要説明を行い、登録の推進を図る。

(3) 登録情報の更新

構成市町及び民生委員との緊密な連絡をとり、転居等の情報把握に努め、常に情報の更新を行い最新情報の保有に努め、災害時に迅速に対応するものとする。

4 聴覚・言語機能障がい者等からの災害通報受信体制の充実

(1) 目的

聴覚・言語機能障がい者等は、火災や急病等の緊急事態の際には、通報することが困難であるため、消防本部の受信体制を整備し、迅速な消防、救急、救助活動に資することを目的とする。

(2) 119番FAX受信装置の活用

聴覚・言語機能障がい者等からの災害・救急等の通報を的確に受信するため、消防本部指令センターに設置された災害通報受信用ファックスを活用し、迅速な消防、救急、救助出場体制を図る。

特に、救急要請の場合は、傷病者の容体に応じた図解入処置法を送信し、救命率の向上を図る。

(3) NET119緊急通報システムの運用

聴覚・言語機能障がい者等からの災害・救急等の通報を的確に受信するため、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く１１９番通報することにより、迅速な消防、救急、救助出動体制を図る。

(4) 消防緊急情報システムへの情報入力

通報受信時、迅速に災害発生地点を検索できるように、災害通報受信用ファックスを利用する者を消防緊急情報システムに入力する。

(5) 構成市町への協力依頼

１１９番ＦＡＸ受信装置及びＮＥＴ１１９通報システムについて、構成市町に協力を依頼し、聴覚・言語機能障がい者等への利用促進を行う。

5 緊急情報システム利用の推進要望

緊急情報システムは、一人暮らしの高齢者等が、急病や事故などの突発的な事態に陥った場合、緊急通報機器等を利用し、緊急通報協力員をはじめとした地域の協力体制により、迅速な救援体制を確保するものである。

高齢化が加速する中、一人暮らし高齢者等の迅速な消防、救急、救助活動を行うため、構成市町に対して緊急通報システム利用の推進を要望する。

6 社会福祉施設等の安全対策の推進

(1) 目的

高齢者福祉施設をはじめとする社会福祉施設等において火災が発生し拡大した場合には被害の拡大が懸念されることから、防火管理体制等の充実を図り、安全対策を推進することを目的とする。

(2) 防火管理体制の充実

「夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき、防火管理上発災時の初動が困難な夜間における防火管理体制の充実や、消防用設備等の維持管理の徹底等自主防火管理体制の強化について指導を行う。

(3) 訓練の充実

社会福祉施設等からの発災を想定した消防訓練を実施し、災害時要援護者の安全と施設職員等の災害対応力の向上を図る。

7 災害活動の充実

(1) 目的

災害が発生した場合において、災害時要援護者緊急情報システムの情報により、災害時要援護者の迅速な救助活動を行うことを目的とする。

(2) 迅速な情報提供

通信員は、災害通報受信時、緊急情報システム装置において災害発生場所及び隣接建物の災害時要援護者を確認し、速やかに出動隊に対して情報提供を行う。

(3) 災害活動

災害出動隊は、指令センターからの災害時要援護者情報により、迅速に災害時要援護者の避難状況の確認、避難支援等及び災害活動を行う。

(平日日中)

予防課員及び災害出動隊が対応するものとする。

(平日夜間及び休日)

災害出動隊が対応するものとする。

【附則】

平成14年4月1日 制定

平成25年1月 一部改正

令和4年4月1日 一部改正